

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第23号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略]	附 則 1・2 [略] 3 <u>平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第14条第1項及び第2項並びに第14条の2の規定の適用については、第14条第1項第1号中「100分の91以上100分の150以下」とあるのは「100分の85以上100分の140以下」と、「100分の118以上100分の190以下」とあるのは「100分の105以上100分の170以下」と、同項第2号中「100分の81以上100分の91未満」とあるのは「100分の75.5以上100分の85未満」と、「100分の104以上100分の118未満」とあるのは「100分の92.5以上100分の105未満」と、同項第3号及び第4号中「100分の72」とあるのは「100分の67」と、「100分の92」とあるのは「100分の82」と、第14条の2第1項各号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。